

国立大学法人北海道大学の役員報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成25年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

・当該役員の担当業務に係る実績とその評価、国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果を総合的に勘案して報酬に反映させるべく、国立大学法人北海道大学役員給与規程において、役員に支給される期末手当の額は、その者の役員としての業績に応じ、これを増額し、又は減額することができることとしている。

・北海道大学は、「フロンティア精神」、「国際性の涵養」、「全人教育」、「実学の重視」という4つの基本理念を建学の精神として掲げ、これら基本理念の今日的具體化を志向し、教育研究を通じて、人類の福祉、科学、文化及び産業の発展に寄与することを社会的使命としている。さらには、2026年に創基150年の重要な節目を迎えるに当たり、本学は、社会において大学が果たすべき役割の重要性を深く認識し、世界の課題解決に貢献する北海道大学へ向けて、建学以来の基本理念を踏まえ、大学改革を大胆かつ着実に進めるために「北海道大学近未来戦略150」を定め、総長のリーダーシップの下で推進している。

そうした中で、北海道大学の総長は、職員数約4,000名の法人の代表として、その業務を総理するとともに、校務を司り、所属職員を統督して、経営責任者と教学責任者の職務を同時に担っている。

総長の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬4,542万円と比較した場合、それ以下であり、また、事務次官の年間給与額2,044万円と比べてもそれ以下となっている。

北海道大学では、総長の報酬月額を法人化移行前の国家公務員指定職俸給表の俸給月額を踏まえて決定しているが、総長の職務内容の特性は上記のとおり法人化移行前と同等以上である。

こうした職務内容の特性や民間企業等との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

【主務大臣の検証結果】

職務内容の特性や国家公務員指定職適用官職との比較などを考慮すると、法人の長の報酬水準は妥当であると考えられる。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

・改正なし

理事

・改正なし

理事(非常勤)

・該当者なし

監事

・改正なし

監事(非常勤)

・改正なし

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成25年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 18,216	千円 12,971	千円 4,738	千円 389 (地域手当) 116 (寒冷地手当)	4月1日		
A理事	千円 13,948	千円 9,874	千円 3,485	千円 296 (地域手当) 175 (通勤手当) 116 (寒冷地手当)			
B理事	千円 13,864	千円 9,874	千円 3,485	千円 296 (地域手当) 91 (通勤手当) 116 (寒冷地手当)			
C理事	千円 13,770	千円 9,874	千円 3,485	千円 296 (地域手当) 49 (通勤手当) 65 (寒冷地手当)			
D理事	千円 12,799	千円 9,030	千円 3,354	千円 270 (地域手当) 78 (通勤手当) 65 (寒冷地手当)	4月1日		
E理事	千円 12,879	千円 9,030	千円 3,354	千円 270 (地域手当) 106 (通勤手当) 116 (寒冷地手当)	4月1日		
F理事	千円 14,600	千円 9,874	千円 3,668	千円 296 (地域手当) 696 (単身赴任手当) 65 (寒冷地手当)			
G理事	千円 15,178	千円 9,030	千円 3,761	千円 1,625 (地域手当) 696 (単身赴任手当) 65 (寒冷地手当)			◇
A監事	千円 11,070	千円 7,795	千円 2,847	千円 233 (地域手当) 127 (通勤手当) 65 (寒冷地手当)			
B監事 (非常勤)	千円 2,425	千円 2,425	千円 0	千円 0			

注1：総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

注2：「地域手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が高い地域に在勤する役員に支給しているものである。

注3：前職欄の「◇」は、役員出向者であることを示す。

3 役員の退職手当の支給状況(平成25年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
法人の長	千円 17,463 (71,672)	年 9 (47)	月 11 (0) H25. 3. 31	—	経営協議会において、役員在職期間の業績評価を勘案し、退職手当については増額又は減額しないことと決定した。	
理事A	千円 7,932 (54,694)	年 5 (37)	月 11 (0) H25. 3. 31	—	経営協議会において、役員在職期間の業績評価を勘案し、退職手当については増額又は減額しないことと決定した。	
監事	千円	年	月		該当者なし	

注：法人の長、理事Aについては、役員在職期間を役員退職手当規程に適用させて算出した金額を記載するとともに、括弧内に、役員在職期間に職員在職期間を通算した期間（「法人での在職期間」欄の括弧の期間）をもって当該役員の在職期間として算出した金額を記載した。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

- ・ 運営費交付金の削減の影響等を勘案しつつ、教育・研究ニーズに沿った人員配置を行うとともに、事務の効率化・合理化により人件費総額の削減に努めている。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

- ・ 当法人は、国から運営費交付金が措置されていることから、国民の理解が得られるよう、社会一般の情勢に適合した適正な給与水準とすることとしている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

- ・ 昇給、昇格の実施及び勤勉手当の成績率の判定に当たっては、勤務の実態に則した職員の勤務成績を考慮している。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
基本給月額 (昇給)	・ 5段階の昇給区分(号俸数)により、昇給日(1月1日)前1年間の勤務成績に応じて昇給することができる。
基本給月額 (昇格)	・ 教員 … 昇任した職員については、その者が従事する職務に応じた上位の級に昇格させることができる。 ・ 教員以外 … 勤務成績が良好な職員については、その者が従事する職務に応じ、かつ、総合的な能力の評価により1級上位の級に昇格させることができる。
勤勉手当 (査定分)	・ 基準日(6月1日・12月1日)以前6箇月以内の期間における勤務成績に応じて決定される支給割合(成績率)に基づき支給することができる。

ウ 平成25年度における給与制度の主な改正点

[平成25年4月1日実施]

○号俸の調整

- ・ 平成25年4月1日において31歳以上39歳未満の職員で、平成19年1月1日、平成20年1月1日又は平成21年1月1日に昇給等をした一定の職員の号俸を、平成24年6月1日における号俸の調整を考慮し1号俸上位の号俸に調整した

[平成25年8月1日実施]

○夜間業務手当の改正

- ・ 本学病院に「母体・胎児集中治療室」が新設されることに伴い、夜間業務手当の支給対象となる職員に、当該治療室に勤務する医師免許を有する職員を加えた

[平成26年1月1日実施]

○昇給制度の見直し

- ・ 職員の昇給について、55歳(一般職基本給表(B)の適用を受ける職員にあっては57歳、教員にあっては58歳)を超える職員は、勤務成績が特に良好以上である場合に限り行うこととした

○昇給制度の見直しに伴う退職手当基本額の特例

- ・ 55歳を超える教員の退職手当の基本額については、55歳を超える日以後の最初の昇給日の前日における基本給を基礎とする特例を定めた

○入試手当の改正

- ・ 入試手当の支給対象に、私費外国人留学生を対象として特別に編成する学士課程教育プログラム(現代日本学プログラム)の入学試験を加えた

[平成26年2月10日実施]

○早期退職制度の導入に伴う退職手当規程の改正

- ・新たに導入した早期退職制度により退職する者の退職手当基本額及び割増率を国家公務員の早期退職制度に準じて定めた

[その他]

○国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、本学の運営費交付金が削減されることを踏まえ、以下の措置を講ずることとした

(職員について)

- ・実施期間：平成25年8月～平成26年3月
- ・基本給表関係の措置内容：
 - 一般職(A) … 2級以下(▲3.88%)、3級～6級(▲6.33%)、7級以上(▲7.96%)
 - 一般職(B) … 3級以下(▲3.88%)、4級以上(▲6.33%)
 - 海事職(A) … 2級以下(▲3.88%)、3級～5級(▲6.33%)、6級以上(▲7.96%)
 - 海事職(B) … 3級以下(▲3.88%)、4級以上(▲6.33%)
 - 教育職 … 2級以下(▲3.88%)、3級～4級(▲6.33%)、5級(▲7.96%)
 - 指定職 … 全ての号俸(▲7.96%)
 - 特定職 … 4号俸以下(▲6.33%)、5号俸以上(▲7.96%)
- ・諸手当関係の措置内容：
 - 管理職手当 … 一律▲10%
 - 12月期期末手当及び勤勉手当 … 一律▲7.96%
 - 地域手当等の基本給月額に連動する手当(期末手当及び勤勉手当を除く) … 基本給の減額率に応じた率
- ・国と異なる措置の概要：
 - 国家公務員と異なる減額割合で、平成25年8月1日から実施

(役員について)

- ・実施期間：平成24年7月～平成26年3月
- ・役員本給表の措置内容：全ての号俸(▲9.77%)
- ・諸手当関係の措置内容：
 - 地域手当、広域異動手当、期末手当及び勤勉手当 … ▲9.77%
 - 非常勤役員手当 … ▲9.77%

2 職員給与の支給状況

区分	人員	平均年齢	平成25年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
千円	千円	千円	千円	千円		
常勤職員	3,268	44.3	6,719	5,037	75	1,682
事務・技術	905	40.8	5,170	3,937	87	1,233
教育職種 (大学教員)	1,726	47.9	8,088	6,016	71	2,072
医療職種 (病院看護師)	446	38.1	5,069	3,840	66	1,229
技能・労務職種	3	52.2	5,211	3,946	50	1,265
海事職種	15	47.2	6,928	5,189	3	1,739
海技職種	22	40.7	5,287	4,011	0	1,276
医療職種 (病院医療技術職員)	126	40.3	5,388	4,088	105	1,300
その他医療職種 (医療技術職員)	5	47.3	5,002	3,805	127	1,197
その他医療職種 (看護師)	4	48.3	4,868	3,648	94	1,220
専門職(学術)	15	44.5	6,234	4,708	97	1,526
専門職(特定)	1					

区分	人員	平均年齢	平成25年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
千円	千円	千円	千円	千円		
再任用職員	39	63.0	2,868	2,868	110	0
事務・技術	39	63.0	2,868	2,868	110	0

区分	人員	平均年齢	平成25年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当	
非常勤職員	428	33.6	3,882	2,996	73	886
事務・技術	122	37.9	3,092	2,386	115	706
教育職種 (大学教員)	35	41.5	6,923	5,356	35	1,567
医療職種 (病院医師)	1					
医療職種 (病院看護師)	180	27.2	3,850	2,973	44	877
技能・労務職種	34	47.1	3,650	2,783	94	867
医療職種 (病院医療技術職員)	48	30.3	3,877	2,999	87	878
福祉系職種 (保育園職員)	8	41.8	4,305	3,322	105	983

注1：在外職員及び任期付職員については、該当者がいないため、表の記載を省略した。

注2：「技能・労務職種」とは、調理師、看護助手、林業技能補佐員等の特定の技能業務、労務作業の業務を行う職種を示す。

注3：「海事職種」とは、船舶の船長、機関長、航海士、機関士等の業務を行う職種を示す。

注4：「海技職種」とは、船舶の乗組員の業務を行う職種を示す。

注5：「専門職（学術）」とは、学術に係る専門的業務を行う職種を示す。

注6：「専門職（特定）」とは、特定の専門的業務を行う職種を示す。

注7：「専門職（特定）」及び「医療職種（病院医師）」については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

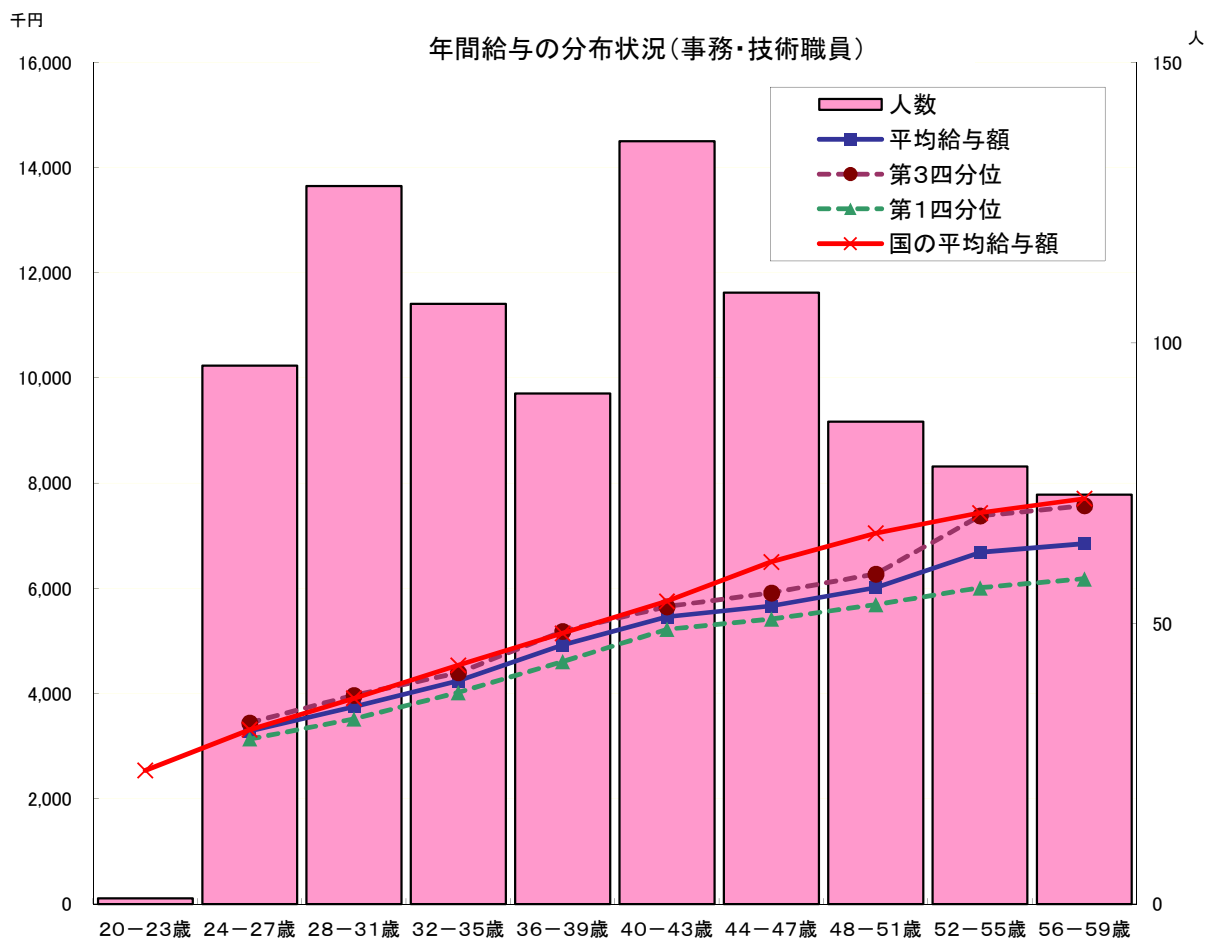
〔年俸制適用者〕

区分	人員	平均年齢	平成25年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当	
再任用職員	40	64.5	6,712	6,712	97	0
教育職種 (大学教員)	40	64.5	6,712	6,712	97	0

区分	人員	平均年齢	平成25年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当	
非常勤職員	310	41.0	6,152	6,152	59	0
教育職種 (大学教員)	266	41.1	6,310	6,310	54	0
特定職種 (特定専門職員)	44	40.7	5,198	5,198	92	0

注：「特定職種（特定専門職員）」とは、高度の専門性を有する業務等を行う職種を示す。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))
〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



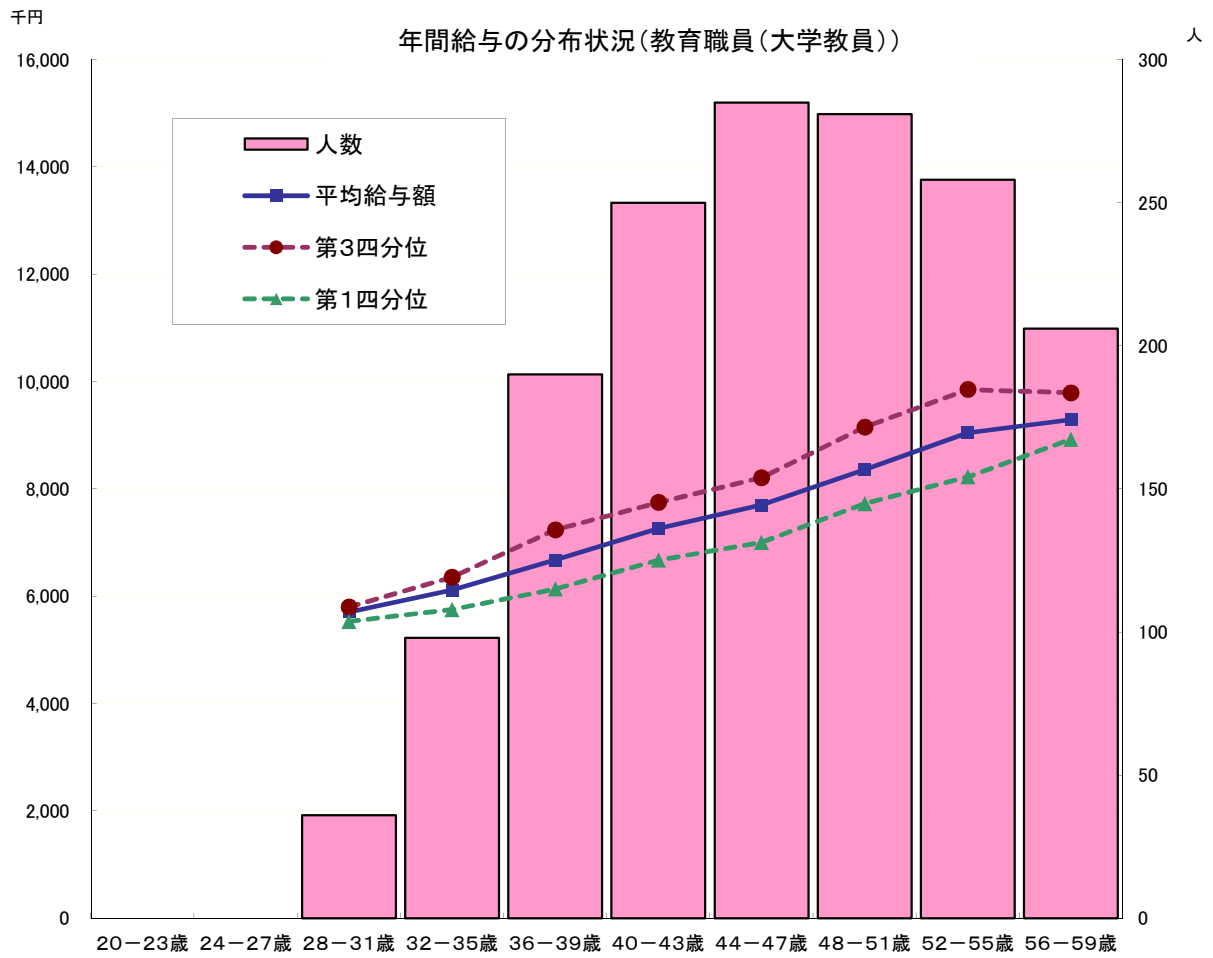
注1：①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2：年齢20～23歳の該当者は1人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

(事務・技術職員)

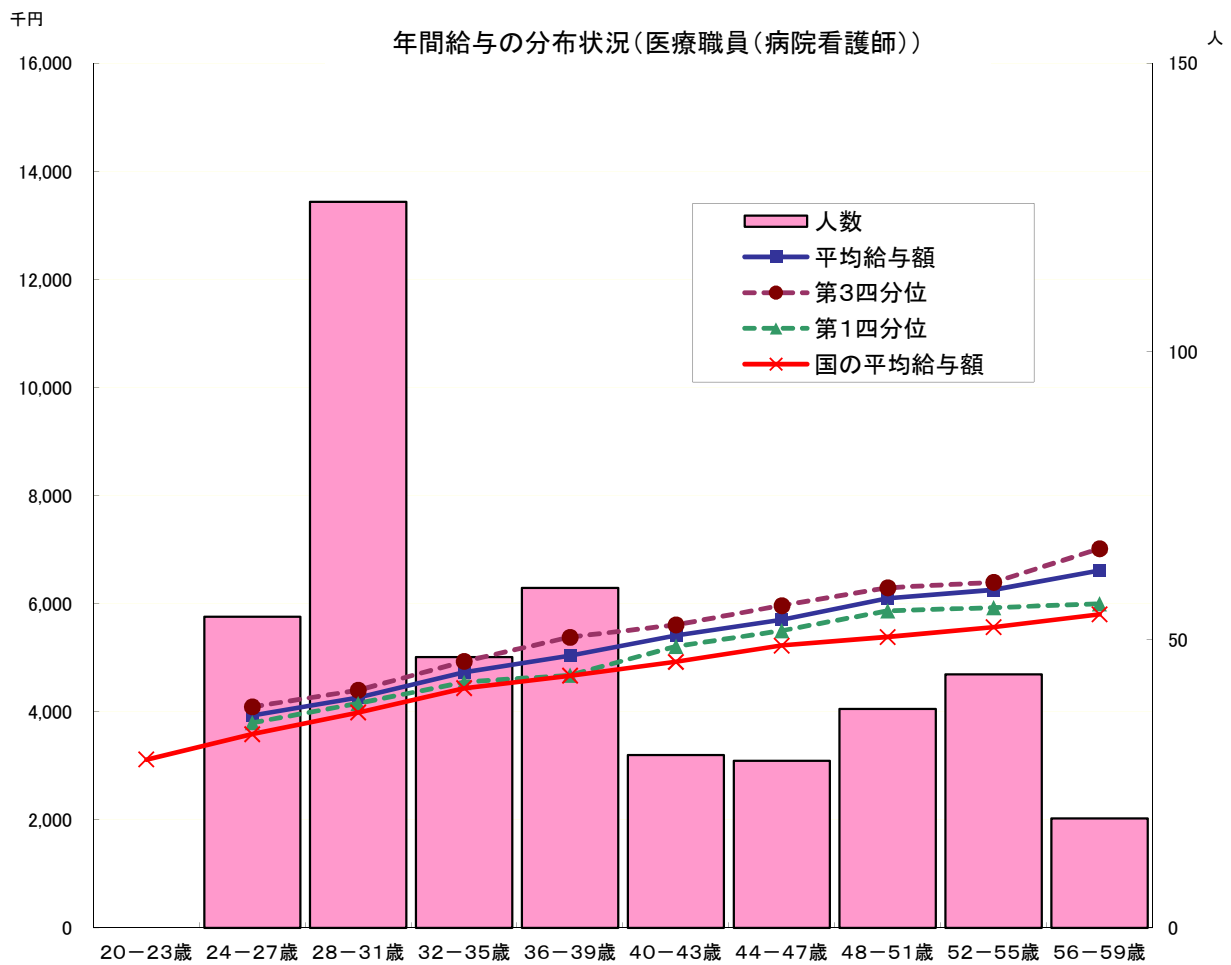
分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1四分位	第3四分位	
代表的職位	人	歳	千円	平均 千円	千円
・部長	9	56.9	8,266	9,225	10,125
・課長	48	54.6	7,526	7,738	7,843
・課長補佐	72	53.2	6,209	6,419	6,647
・係長	358	44.7	5,271	5,525	5,883
・主任	119	39.8	4,338	4,867	5,375
・係員	299	30.9	3,356	3,768	4,055

注：「課長」には相当職である「室長」及び「事務長」を、「課長補佐」には相当職である「室長補佐」及び「事務長補佐」を含む。



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員 人	平均年齢 歳	四分位		
			第1四分位 千円	第3四分位 千円	
代表的職位				平均 千円	四分位 第3四分位 千円
・教授	594	54.5	9,137	9,614	9,946
・准教授	564	46.2	7,484	7,802	8,191
・講師	129	46.2	7,005	7,382	7,798
・助教	424	41.4	5,935	6,331	6,692
・助手	10	53.9	5,988	6,307	6,776
・教務職員	5	51.5	5,110	5,228	5,357



(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第3分位	第1分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
・看護部長	1		—			—	
・副看護部長	5	53.1	7,455	7,357	7,700		
・看護師長	31	51.6	6,242	6,468	6,833		
・副看護師長	78	46.6	5,524	5,844	6,180		
・看護師	331	34.6	4,156	4,618	5,069		

注1: 「看護師」には、「助産師」を含む。

注2: 「看護部長」の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。

③ 職級別在職状況等(平成26年4月1日現在)
 (事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		係員	主任係員	係長主任	課長補佐係長	課長課長補佐	部長課長	部長	部長	事務局長	事務局長
人員(割合)	905人	92人 (10.2%)	232人 (25.6%)	419人 (46.3%)	74人 (8.2%)	64人 (7.1%)	18人 (2.0%)	4人 (0.4%)	2人 (0.2%)	0人 (0.0%)	0人 (0.0%)
年齢(最高～最低)		40歳 ～ 23歳	58歳 ～ 27歳	59歳 ～ 34歳	59歳 ～ 45歳	59歳 ～ 40歳	59歳 ～ 49歳	59歳 ～ 52歳			
所定内給与年額(最高～最低)		3,321千円 ～ 2,158千円	4,084千円 ～ 2,435千円	5,133千円 ～ 2,812千円	5,105千円 ～ 4,010千円	6,588千円 ～ 4,613千円	7,008千円 ～ 5,679千円	7,709千円 ～ 6,446千円			
年間給与額(最高～最低)		4,201千円 ～ 2,826千円	5,337千円 ～ 3,191千円	6,541千円 ～ 3,721千円	6,743千円 ～ 5,421千円	8,442千円 ～ 6,271千円	8,968千円 ～ 7,458千円	10,125千円 ～ 8,701千円			

注：8級における該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢（最高～最低）」以下の事項について記載していない。

(教育職員(大学職員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		教務職員	助教・助手	講師	准教授	教授
人員(割合)	1,726人	5人 (0.3%)	434人 (25.1%)	131人 (7.6%)	562人 (32.6%)	594人 (34.4%)
年齢(最高～最低)		59歳 ～ 42歳	62歳 ～ 29歳	61歳 ～ 30歳	62歳 ～ 31歳	62歳 ～ 39歳
所定内給与年額(最高～最低)		4,161千円 ～ 3,744千円	5,767千円 ～ 3,705千円	6,535千円 ～ 4,161千円	7,099千円 ～ 3,556千円	9,917千円 ～ 5,572千円
年間給与額(最高～最低)		5,604千円 ～ 4,922千円	7,501千円 ～ 4,924千円	8,667千円 ～ 5,561千円	9,176千円 ～ 4,709千円	12,959千円 ～ 7,617千円

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		准看護師	看護師	副看護師長	看護師長	副看護部長	看護部長	看護部長
人員(割合)	446人	0人 (0.0%)	331人 (74.2%)	78人 (17.5%)	31人 (7.0%)	5人 (1.1%)	0人 (0.0%)	1人 (0.2%)
年齢(最高～最低)			59歳 ～ 25歳	58歳 ～ 33歳	59歳 ～ 42歳	56歳 ～ 49歳		
所定内給与年額(最高～最低)			4,685千円 ～ 2,586千円	5,032千円 ～ 3,563千円	5,134千円 ～ 4,335千円	6,033千円 ～ 4,465千円		
年間給与額(最高～最低)			6,279千円 ～ 3,434千円	6,752千円 ～ 4,677千円	7,061千円 ～ 5,749千円	7,881千円 ～ 6,108千円		

注：7級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢（最高～最低）」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成25年度)における査定部分の比率
(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	62.8 %	65.7 %	64.3 %
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	37.2 %	34.3 %	35.7 %
	最高～最低	49.1～32.7 %	46.2～30.2 %	45.7～31.5 %
一般職員	一律支給分(期末相当)	64.2 %	66.9 %	65.5 %
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	35.8 %	33.1 %	34.5 %
	最高～最低	42.8～31.6 %	40.0～29.2 %	41.4～30.4 %

(教育職員(大学職員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	60.5 %	64.0 %	62.2 %
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	39.5 %	36.0 %	37.8 %
	最高～最低	49.0～33.0 %	48.5～26.3 %	46.9～30.3 %
一般職員	一律支給分(期末相当)	64.2 %	67.0 %	65.6 %
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	35.8 %	33.0 %	34.4 %
	最高～最低	51.5～32.2 %	41.4～25.2 %	46.8～29.1 %

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	56.7 %	61.8 %	59.3 %
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	43.3 %	38.2 %	40.7 %
	最高～最低	51.9～38.6 %	48.5～30.6 %	50.1～34.6 %
一般職員	一律支給分(期末相当)	61.8 %	65.7 %	63.8 %
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	38.2 %	34.3 %	36.2 %
	最高～最低	42.8～32.5 %	40.0～30.0 %	41.3～31.2 %

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標
(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))	91.7
対他の国立大学法人等	101.9

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等	101.0
------------	-------

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三))	109.4
対他の国立大学法人等	102.0

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等の一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員 91.7		
	参考	地域勘案	99.1
		学歴勘案	91.2
		地域・学歴勘案	99.0
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由			
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 56% (平成25年度予算) 国からの財政支出額 63,695百万円 支出予算の総額 112,429百万円		
	【検証結果】 職員の給与について、社会一般の情勢に適合するよう対応しており、適切であると考えている。		
	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成24年度決算)		
講ずる措置	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未滿となっていること等から給与水準は適正であるとする。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。		
	職員の給与水準については、引き続き社会一般の情勢に適合したものとなるよう努める。		

○医療職員(病院看護師)

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員 109.4		
	参考	地域勘案	109.1
		学歴勘案	109.0
		地域・学歴勘案	109.4
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	国の医療職俸給表(三)適用者に対し本学病院看護師は最終学歴が大学卒業以上の者の割合が高いこと(国:3.8%、本学:46.4%)、また国には1級適用者(准看護師)がいること(国:10.1%、本学:なし)が主要因と考えられる。 (国の数字は、人事院給与局「平成25年国家公務員給与等実態調査」による。)		
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 56% (平成25年度予算) 国からの財政支出額 63,695百万円 支出予算の総額 112,429百万円		
	【検証結果】 職員の給与について、社会一般の情勢に適合するよう対応しており、上記の理由を勘案し、適切であると考えている。		
	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成24年度決算)		
講ずる措置	【主務大臣の検証結果】 法人の看護職員の職員構成と国の職員構成が異なっていること、法人の給与制度は国家公務員の制度と概ね同様であることから、給与水準は概ね適正であるとする。		
	職員の給与水準については、引き続き社会一般の情勢に適合したものとなるよう努める。		

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 100.2

注:上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成25年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

〔なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。〕

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成25年度)	前年度 (平成24年度)	比較増△減	中期目標期間開始時 (平成22年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 27,214,299	千円 27,675,575	千円 (%) △ 461,276 (△ 1.7)	千円 (%) △ 879,716 (△ 3.1)
退職手当支給額 (B)	千円 2,717,416	千円 2,845,546	千円 (%) △ 128,130 (△ 4.5)	千円 (%) △ 1,297,703 (△ 32.3)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 12,186,658	千円 11,577,683	千円 (%) 608,975 (5.3)	千円 (%) 930,681 (8.3)
福利厚生費 (D)	千円 5,267,860	千円 5,015,882	千円 (%) 251,978 (5.0)	千円 (%) 575,723 (12.27)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 47,386,234	千円 47,114,687	千円 (%) 271,547 (0.6)	千円 (%) △ 671,014 (△ 1.4)

注1：「非常勤役職員等給与」においては、寄付金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「18 役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

注2：「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当額を計上している。

総人件費について参考となる事項

- i) 給与、報酬等支給総額の対前年度比が△1.7%となった要因
 - ・給与の減額支給措置及び教員数が減少したことにより、全体として対前年度比△1.7%となったものと考えられる。
- ii) 最広義人件費の対前年度比が+0.6%となった要因
 - ・上記要因による給与、報酬等支給総額の減少、並びに退職手当の支給水準引下げ及び事務職員の定年退職者数が減少したことにより、退職手当の支給総額が△4.5%減少したが、非常勤職員数の増等に伴う非常勤役職員等給与の増加により、福利厚生費と併せて全体で0.6%増加したものと考えられる。
- iii) 国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等に基づく措置について

「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」（平成24年8月7日閣議決定）に基づき、本学役職員の退職手当について、社会一般の情勢に適合したものとするため、以下の措置を講ずることとした。

職員に関して講じた措置の概要（平成25年3月1日から実施）

 - ・「調整率」を104/100から87/100へ段階的に引き下げ
 - ・退職理由及び勤続年数にかかわらず全ての退職者に適用

役員に関して講じた措置の概要（平成25年1月1日から実施）

 - ・職員と同様の引き下げ

Ⅳ 法人が必要と認める事項

特になし